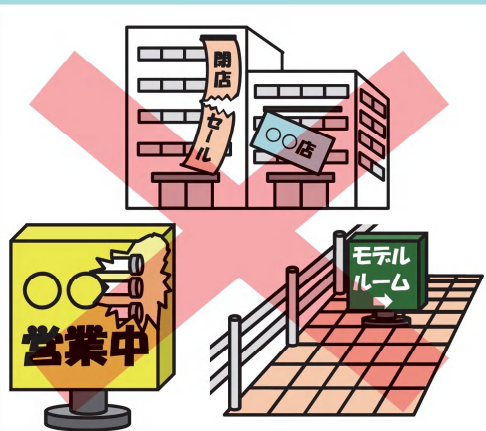
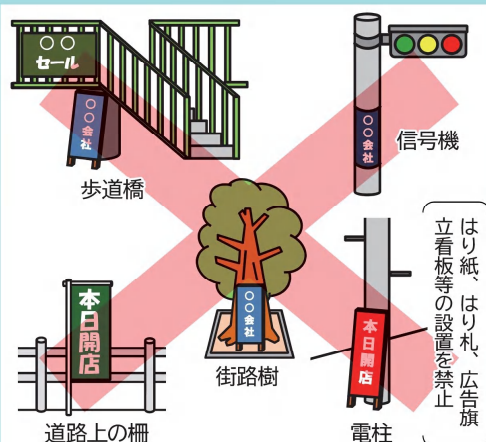


◆このような屋外広告物は違反です◆

破損したり、倒壊・落下のおそれがあるもの、
道路の安全利用を妨げるもの など

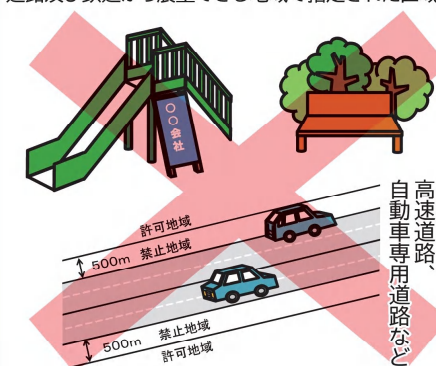


掲出を禁止されている
物件につけたもの（禁止物件）

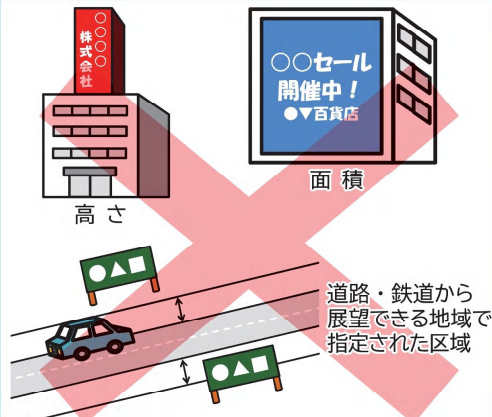


掲出を禁止されている
地域につけたもの（禁止地域）

第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区、都市公園、
道路及び鉄道から展望できる地域で指定された区域など



高さや表示面積、設置場所などの
許可基準に違反したもの



日常の広告物の安全管理にもご協力をお願いします!!

岐阜県 都市建築部 都市政策課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
TEL : 058-272-8648
FAX : 058-278-2764

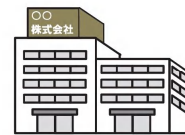


9月1日～10日は
屋外広告物適正化旬間です。

屋外広告物には ルールがあります!

? 屋外広告物とは

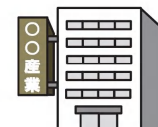
ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告や電柱広告などその形態はさまざまです。
また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。自分の店舗や会社などに表示する店舗名や会社名
なども屋外広告物になります。



屋外広告物



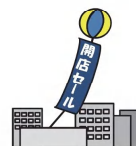
野立広告物



突出広告物



壁面広告物



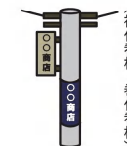
アドバルーン



立看板



はり紙



電柱広告物

! 屋外広告物を適切に管理・点検しましょう

岐阜県屋外広告物条例等の改正により、管理・点検ルールが変わります。詳しくは内面をご覧ください。

! 屋外広告物の多くは、許可が必要です

幹線道路沿いや市街地などに屋外広告物を設置する場合、その多くは許可手続きが必要です。
自社の店舗や会社などに表示する会社名なども、一定の基準を超えない場合を除き、許可が必要です。

! ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受けることがあります

- 屋外広告物のルール及び屋外広告物登録（岐阜県屋外広告物条例）についてのお問い合わせは
岐阜県都市建築部都市政策課
TEL.058-272-8648（直通）
- 屋外広告物の許可申請についてのお問い合わせは
岐阜県内の各市町村
- 岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市においては
各市の屋外広告物条例が適用されます。



県ホームページ

- 岐阜市建築指導課 TEL.058-265-3985
- 高山市建築住宅課 TEL.0577-35-3159
- 多治見市都市政策課 TEL.0572-22-1392
- 美濃市都市整備課 TEL.0575-33-1122
- 恵那市都市整備課 TEL.0573-26-6842
- 各務原市建築指導課 TEL.058-383-7218
- 下呂市住宅対策課 TEL.0576-24-2222



屋外広告物には定期的な点検が必要です

屋外広告物は雨、風や強い陽射しなどの厳しい自然にさらされ、**腐食、変形等の劣化が生じやすく、年月を経るほど事故等のリスクが生じやすくなります。**

看板等の屋外広告物が万が一落下し事故等が発生した場合には、その管理体制や企業等の責任を問われることになります。

屋外広告物の**許可更新時以外にも、定期的に屋外広告物を点検し、安全管理に努めましょう。**

！ 異常を見つけたら早めに対応を

屋外広告物の腐食等の**異常を発見した際、処置をせずに放置すると、劣化が進み大規模な事故につながるおそれがあります。**

早期の異常発見と対応が、屋外広告物の事故防止につながります。対処法が分からない場合は、**速やかに屋外広告業者等の専門知識のある人に相談しましょう。**

県へ登録された屋外広告業者を県ホームページに掲載しています。



県ホームページ

！ 屋外広告物の主な点検のポイント

区分	点検内容	チェック
基礎	1. 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	☐
	2. 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	☐
支持部	1. 鉄骨のさび、塗装の老朽化等	☐
	2. 鉄骨接合部の異常、ボルト等の緩み及び欠落	☐
取付部	1. アンカーボルト・取付部プレートの異常	☐
	2. ベース周辺・コーキング・接合部の異常	☐
	3. 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び周辺の異常	☐
表示部	1. 表示面の汚染、変色、変形、破損及び剥離	☐
	2. 枠組み部材の異常	☐
照明装置等	1. 照明・LEDの不点及びネオン管の不発光	☐
	2. 取付部その他周辺の異常	☐
	3. 分電盤の異常	☐
その他	1. その他点検した箇所（ ）	☐



基礎の点検ポイント	 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき	 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部の点検ポイント	 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	
取付部の点検ポイント	 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常
表示部の点検ポイント	 表示面・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	 側板、表示面押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	 広告板底面の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置等のポイント	 照明装置の不点灯、不発光	 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	 周辺機器（※）の劣化、破損 ※分電盤、配線、変圧器（トランス）スイッチ等
その他の点検ポイント	 附属部材（※）の腐食、破損 ※索具、据り止め鉄、塩ビ材、その他部材	 附属部材（※）の腐食、破損 ※索具、据り止め鉄、塩ビ材、その他部材	

※岐阜県屋外広告物条例施行規則第2号の2様式「屋外広告物自己点検報告書」より点検項目を抜粋

出典：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成29年7月）国土交通省都市局公園緑地景観課

！ 屋外広告物の管理・点検ルールが変わります

◆ 令和8（2026）年1月1日から施行

- 管理義務者に、所有者と占有者を追加
- 除却義務の対象を、すべての屋外広告物に拡大
- 様式の変更

・旧様式：令和9年3月31日まで使用可
・新様式：令和8年1月1日から使用可
※令和8年1月1日から令和9年3月31日までは、新旧様式どちらも使用可

詳しい内容は県HPで
ご覧いただけます



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

◆ 令和9（2027）年4月1日から施行

点検者の資格要件を厳格化

点検資格	令和9年3月まで	令和9年4月から
・屋外広告士 ・屋外広告物点検技能講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者（1級）		
・屋外広告物講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者（2級、3級）、 職業訓練指導員、職業訓練修了者		×

- 既設の屋外広告物を使用して新規の許可申請を行う場合、**点検報告書の提出が必要に**

（例1）既設の屋外広告物の表示面のシートだけ入れ替え、新規の許可申請を行う場合
（例2）既設の屋外広告物の骨組みを残し、広告板を入れ替えて、新規の許可申請を行う場合

令和8（2026）年
1月1日から
一部の規定は
令和9（2027）年
4月1日から

